

質問者	通告 1 番 4 番 清水 亜樹 議員	通告時間 40 分 答弁者 町長・教育長
質問事項	聴覚障がい者意思疎通の取組みについて	
要 旨	<p>聴覚に障害がある方の重要なコミュニケーションの手段として手話があります。平成18年の国連総会において障がい者の権利に関する条約が採択され、平成26年、我が国は、これを批准した。この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、我が国では手話が言語であることを障害者基本法において明らかにした。このことから聴覚障がい者の中で手話を使う、ろう者にとって手話は日本語と同じ言語であり、あらゆる場で意思疎通の手段として使用することから重要である。そこで手話を使う方が安心して暮らせるよう以下のことを伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町の手話通訳者登録派遣制度を導入する考えは。</li> <li>2. 障害者総合支援法では、手話奉仕員の養成が市町村の必須事業とされているが、奉仕員養成の状況は。</li> <li>3. 神奈川県手話言語条例では、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力とあるが、本町及び学校における取組みは。</li> </ol>	